

岡山県地域防災計画（素案）  
(原子力災害等対策編)

新旧対照表



頁	行	修正前	修正後	修正理由
		目次及び本文における編 目次及び本文における章 目次及び本文における節  目次 (略) 第8 <u>節</u> 緊急事態応急体制の整備 (略) 15 複合災害に備えた <u>人材</u> 及び防災資機材の確保等 (略)  本文 第1 <u>編</u> 総 論 第1 <u>章</u> 総 則 (略) 第5 <u>節</u> 用語の意義 (略)	目次及び本文における章に変更する。 目次及び本文における節に変更する。 目次及び本文における項に変更する。  目次 (略) 第8 <u>項</u> 緊急事態応急体制の整備 (略) 15 複合災害に備えた <u>人員</u> 及び防災資機材の確保等 (略)	
3	7	(10) 情報収集事態……………鏡野町、鳥取県三朝町 <u>で</u> 震度5弱又は震度5強の地震が発生した <u>事態</u> （鏡野町、鳥取県三朝町において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。	(10) 情報収集事態……………鏡野町、鳥取県三朝町 <u>において</u> 震度5弱又は震度5強の地震が発生した <u>場合等</u> （鏡野町、鳥取県三朝町において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。	用語の整理  防災基本計画の修正に伴う修正
	10	(11) 警戒事態（A L）……………鏡野町、鳥取県三朝町 <u>で</u> 震度6弱以上の地震が発生、または、原子力規制委員会において、人形峠環境技術センターから報告された事象が警戒事態に該当すると判断された <u>事態</u> をいう。	(11) 警戒事態（A L）……………鏡野町、鳥取県三朝町 <u>において</u> 震度6弱以上の地震が発生、または、原子力規制委員会において、人形峠環境技術センターから報告された事象が警戒事態に該当すると判断された <u>場合</u> をいう。	防災基本計画の修正に伴う修正
	14	(12) 施設敷地緊急事態（S E）…原災法第10条第1項に規定された異常事象（特定事象）が発生した <u>事態</u> をいう。（人形	(12) 施設敷地緊急事態（S E）…原災法第10条第1項に規定された異常事象（特定事象）が発生した <u>場合</u> をいう。（人形	防災基本計画の修正に伴う修正

		<p>岐環境技術センターの原子力防災管理者は関係機関に通報することが義務付けられている。)</p> <p>(略)</p>	<p>環境技術センターの原子力防災管理者は関係機関に通報することが義務付けられている。)</p> <p>(略)</p>	
3	21	<p>(14) 全面緊急事態（G E）……原災法第 15 条に規定された緊急事態（原子力緊急事態）が発生した<u>事態</u>をいう。（内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部を立ち上げる。）</p> <p>(略)</p> <p>第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>7 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p>	<p>(14) 全面緊急事態（G E）……原災法第 15 条に規定された緊急事態（原子力緊急事態）が発生した<u>場合</u>をいう。（内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部を立ち上げる。）</p> <p>(略)</p> <p>第6項 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>7 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
7	17	<p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>8 指定公共機関</p> <p>(略)</p> <p>[西日本電信電話株式会社（岡山支店）]</p> <p>(略)</p> <p>9 指定地方公共機関</p> <p>(略)</p>	<p><u>〔中国四国管区行政評価局〕</u></p> <p><u>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。</u></p> <p><u>(2) 被災者への生活支援情報の提供に関すること。</u></p> <p><u>(3) 専用電話を備えた相談窓口及び特別行政相談所の開設に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>8 指定公共機関</p> <p>(略)</p> <p>[NTT西日本株式会社（岡山支店）]</p> <p>(略)</p> <p>9 指定地方公共機関</p> <p>(略)</p>	<p>指定地方行政機関の追加に伴う修正</p> <p>社名変更による修正</p>
8	25	<p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>〔津山ガス株式会社〕</u></p> <p><u>(1) 被災施設等の応急対策及び災害復旧に関すること。</u></p> <p><u>(2) 災害時におけるガス供給の確保に関すること。</u></p> <p>(略)</p>	防災関係機関の事務の明確化

		第2編 原子力災害対策 (略) 第2章 原子力災害事前対策 (略) 第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 1 県は、 <u>平常時</u> から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害発生時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 (略) 第7節 情報の収集・連絡体制等の整備 (略) 1 情報の収集・連絡体制の整備 (略) (3) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定 県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に <u>かんがみ</u> 、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。 (略) 2 情報の分析整理 (略) (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 県は、 <u>平常時</u> より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。	第2章 原子力災害対策 (略) 第2節 原子力災害事前対策 (略) 第6項 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え 1 県は、 <u>平時</u> から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害発生時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 (略) 第7項 情報の収集・連絡体制等の整備 (略) 1 情報の収集・連絡体制の整備 (略) (3) 情報の収集・連絡に当たる要員の指定 県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に <u>鑑み</u> 、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。 (略) 2 情報の分析整理 (略) (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 県は、 <u>平時</u> より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。	用語の整理
15	3			
35	15			用語の整理

		(略)	(略)	用語の整理
18	13	<p>3 通信手段の確保 (略) (2) 通信手段・経路の多様化等 (略)</p> <p>⑤ 災害時優先電話等の活用 県は、<u>西日本電信電話</u>株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。 (略)</p> <p>第8<u>節</u> 緊急事態応急体制の整備 (略)</p> <p>4 防災関係機関相互の連携体制</p>	<p>3 通信手段の確保 (略) (2) 通信手段・経路の多様化等 (略)</p> <p>⑤ 災害時優先電話等の活用 県は、<u>N T T 西日本</u>株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。 (略)</p> <p>第8<u>項</u> 緊急事態応急体制の整備 (略)</p> <p>4 防災関係機関相互の連携体制</p>	社名変更による修正
19	38	<p>県は、<u>平時</u>から原子力防災専門官を始めとする国、鳥取県、鏡野町、鳥取県三朝町、自衛隊、県警察、津山圏域消防組合、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、人形峠環境技術センターその他関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。 (略)</p> <p>7 自衛隊との連携体制 (略) また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、<u>平時</u>よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行う。</p>	<p>県は、<u>平時</u>から原子力防災専門官を始めとする国、鳥取県、鏡野町、鳥取県三朝町、自衛隊、県警察、津山圏域消防組合、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、人形峠環境技術センターその他関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。 (略)</p> <p>7 自衛隊との連携体制 (略) また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、<u>平時</u>よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行う。</p>	用語の整理
20	13	<p>(略)</p> <p>10 オフサイトセンター (略)</p>	<p>(略)</p> <p>10 オフサイトセンター (略)</p>	用語の整理

20	33	<p>(2) 県は、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として、<u>平常時</u>から訓練や住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。</p> <p>11 モニタリング体制等 (略)</p>	<p>(2) 県は、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として、<u>平時</u>から訓練や住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。</p> <p>11 モニタリング体制等 (略)</p>	用語の整理
21	7	( <u>平常時</u> のモニタリングの実施)  県は、緊急時に人形峠環境技術センターから放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、 <u>平常時</u> から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、 <u>水道水</u> 、 <u>葉菜</u> 等の環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施する。 (略)	( <u>平時</u> モニタリングの実施)  県は、緊急時に人形峠環境技術センターから放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、 <u>平時</u> から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、 <u>陸水</u> 、 <u>陸生植物</u> 等の環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施する。 (略)	用語の整理
	9			用語の整理
24	24	<p>(2) モニタリング資機材等の整備・維持  県は、<u>平常時</u>の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型のモニタリング用資機材、環境試料分析装置並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。 (略)</p> <p>(4) 訓練等を通じた測定品質の向上  県は、<u>平常時</u>から、国、鏡野町、鳥取県、鳥取県三朝町、人形峠環境技術センター及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。</p>	<p>(2) モニタリング資機材等の整備・維持  県は、<u>平時</u>の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型のモニタリング用資機材、環境試料分析装置並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。 (略)</p> <p>(4) 訓練等を通じた測定品質の向上  県は、<u>平時</u>から、国、鏡野町、鳥取県、鳥取県三朝町、人形峠環境技術センター及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。</p>	用語の整理
32	32	(5) 気象情報等の収集  県は国、指定公共機関及び人形峠環境技術センター等と連携し、気象情報等の収集に係る機器の整備を図る。また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）を <u>平常時</u> に整理しておく。 (略)	(5) 気象情報等の収集  県は国、指定公共機関及び人形峠環境技術センター等と連携し、気象情報等の収集に係る機器の整備を図る。また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）を <u>平時</u> に整理しておく。 (略)	用語の整理
38	38			用語の整理

22	15	15 複合災害に備えた <u>人材</u> 及び防災資機材の確保等  県は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な要員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、 <u>人材</u> 及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、鏡野町及び人形峠環境技術センターと相互の連携を図るとともに、外部からの支援を早期に要請する。  (略)  第9節 避難受入活動体制の整備  (略)  2 指定避難所等の整備等  (1) 指定避難所等の整備  (略)	15 複合災害に備えた <u>人員</u> 及び防災資機材の確保等  県は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な要員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、 <u>人員</u> 及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、鏡野町及び人形峠環境技術センターと相互の連携を図るとともに、外部からの支援を早期に要請する。  (略)  第9項 避難受入活動体制の整備  (略)  2 指定避難所等の整備等  (1) 指定避難所等の整備  (略)	用語の整理  用語の整理
44	44	県と鏡野町は、感染症対策のため、 <u>平常時</u> から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル、旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。	県と鏡野町は、感染症対策のため、 <u>平時</u> から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル、旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。	用語の整理
23	4	県は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、 <u>平常時</u> から、自宅療養者等が人形峠環境技術センター周辺地域に居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。  (略)  3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備  (略)  (2) 要配慮者及び避難行動要支援者の把握  (略)	県は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、 <u>平時</u> から、自宅療養者等が人形峠環境技術センター周辺地域に居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。  (略)  3 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備  (略)  (2) 要配慮者及び避難行動要支援者の把握  (略)	用語の整理
24	2	ウ 鏡野町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、 <u>平常時</u> より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行	ウ 鏡野町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、 <u>平時</u> より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動	用語の整理

24	16	<p>動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者本人の同意等をもとに、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>才 鏡野町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時</u>から関係者への必要な情報提供等、必要な配慮を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第 11 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>(略)</p> <p>3 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備</p> <p>(略)</p>	<p>要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者本人の同意等をもとに、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>才 鏡野町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平時</u>から関係者への必要な情報提供等、必要な配慮を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第 11 項 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</p> <p>(略)</p> <p>3 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備</p> <p>(略)</p>
26	2	(2) 県は、概ね <u>3</u> 年ごとに、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関が国の示す指定要件に合致しているか否かを確認し、原子力災害医療体制の維持を図る。	(2) 県は、概ね <u>5</u> 年ごとに、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関が国の示す指定要件に合致しているか否かを確認し、原子力災害医療体制の維持を図る。
20		(略)	(略)
22		(8) 安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための <u>平常時</u> の配備や緊急時の手順・体制の整備が必要であるが、当面は、県における備蓄と緊急時における配布手順などを明確にしておく。また、「 <u>原子力災害対策指針</u> 」等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。	(8) 安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための <u>平時</u> の配備や緊急時の手順・体制の整備が必要であるが、当面は、県における備蓄と緊急時における配布手順などを明確にしておく。また、 <u>災害対策指針</u> 等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。
26		4 消火活動体制の整備 県は、 <u>平常時</u> から鏡野町及び人形峠環境技術センター等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備について助言する。 5 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保関係	4 消火活動体制の整備 県は、 <u>平時</u> から鏡野町及び人形峠環境技術センター等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備について助言する。 5 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保関係
		(略)	(略)

26	39	<p>(3) 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、<u>平常時</u>から、国、鏡野町等及び人形峠環境技術センターと相互に密接な情報交換を行う。</p> <p>第12項 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (略)</p>	<p>(3) 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、<u>平時</u>から、国、鏡野町等及び人形峠環境技術センターと相互に密接な情報交換を行う。</p> <p>第12項 住民等への的確な情報伝達体制の整備 (略)</p>
27	8	<p>4 県は、原子力災害の特殊性に<u>かんがみ</u>、国及び鏡野町等と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平常時</u>からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。</p>	<p>4 県は、原子力災害の特殊性に<u>鑑み</u>、国及び鏡野町等と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、<u>平時</u>からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。</p>
	10	<p>(略)</p> <p>第3章 災害応急対策 (略)</p> <p>第3節 活動体制の確立 (略)</p> <p>6 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第3節 災害応急対策 (略)</p> <p>第3項 活動体制の確立 (略)</p> <p>6 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保 (略)</p>
40	2	<p>(2) 防護<u>対策</u> (略)</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 (略)</p>	<p>(2) 防護<u>措置</u> (略)</p> <p>第4項 避難、屋内退避等の防護措置 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 (略)</p>
41	9	<p>(4) 鏡野町は、災害の予測規模等に<u>かんがみ</u>、鏡野町外への住民等の避難が必要と判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議す</p>	<p>(4) 鏡野町は、災害の予測規模等に<u>鑑み</u>、鏡野町外への住民等の避難が必要と判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。</p>

		る。 (略) 第6 <u>節</u> 飲食物の摂取制限、出荷制限等 (略) 3 飲料水及び食料の供給 (略) (1) 飲料水の供給 (略) ① 鏡野町は、自ら飲料水を供給することが困難な場合は、他市町村、 <u>日本水道協会岡山県支部又は県</u> へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について、応援を要請する。 ② <u>県は、鏡野町からの応援要請の実施が困難な場合は、自衛隊等へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。</u> ③ <u>県は、鏡野町が実施する飲料水の供給について、特に必要があると認めるときは、日本水道協会岡山県支部を通じ、他県支部等に応援するよう要請する。</u> (略) (2) 食料の供給 (略) ③ 応援協力関係 (略) イ 県は、自ら炊き出しその他による食料の給与を実施し、又は鏡野町からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、米穀等については中国四国農政局に、燃料については <u>中国経済産業局</u> に調達を要請する。 (略) 第4 <u>章</u> 原子力災害中長期対策	
43	1	(略)	
4	4	第6 <u>項</u> 飲食物の摂取制限、出荷制限等 (略) 3 飲料水及び食料の供給 (略) (1) 飲料水の供給 (略) ① 鏡野町は、自ら飲料水を供給することが困難な場合は、他市町村、 <u>県又は日本水道協会岡山県支部</u> へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について、応援を要請する。 ② <u>県は、鏡野町が実施する飲料水の供給について、特に必要があると認めるときは、日本水道協会岡山県支部を通じ、他県支部等へ応援を要請する。</u> ③ <u>県は、鏡野町からの応援要請の実施が困難な場合は、自衛隊等へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。</u> (略) (2) 食料の供給 (略) ③ 応援協力関係 (略) イ 県は、自ら炊き出しその他による食料の給与を実施し、又は鏡野町からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、米穀等については中国四国農政局に、燃料については <u>中国経済産業局</u> に調達を要請する。 (略) 第4 <u>節</u> 原子力災害中長期対策	表現の適正化 項目順の入替え 及び表現の適正化 項目順の入替え 及び表現の適正化
30	6		

		(略)	
51	30	<p>第6<u>節</u> 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、人形峠環境技術センター等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。その後、<u>平常時</u>における環境放射線モニタリング体制に移行する。</p>	<p>(略)</p> <p>第6<u>項</u> 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表</p> <p>県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、人形峠環境技術センター等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。その後、<u>平時</u>における環境放射線モニタリング体制に移行する。</p> <p>用語の整理</p>